

令和6年度集団指導 ～介護老人福祉施設～

- ・これまでの運営指導による指摘・指導事項例
- ・令和6年度介護報酬改定事項

令和7年3月

富山県厚生部高齢福祉課

富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 法：「介護保険法」（平成9年12月17日法律第123号）
- ▶ 省令：「介護保険法施行規則」（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ▶ 基準省令：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）
- ▶ 解釈通知：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
▶ （平成12年3月17日老企第43号）
- ▶ 基準告示：「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）
- ▶ 施設基準：「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成27年厚生労働省告示第96号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
▶ （平成24年12月12日富山県条例第65号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

Ⅰ. 運営に関する事項

事例 1：従業者の員数、勤務体制の確保

指摘事項

- ・ 看護職員のうち、他職種または併設する通所介護事業所等の看護職員と兼務発令されている者について、当該施設において看護職員として従事した勤務時間が明確に区別されていないため、当該施設の看護職員の必要数が確保されているか確認できない（常勤換算数が不明）。
- ・ 勤務表に全ての従業者が記載されていない。また、常勤・非常勤の別等が明確になっていないため、人員基準を満たしているか確認できない。

●ポイント

- ・ 従業員の常勤換算数については、毎月勤務表に明記するなどし、基準を満たしていることを確認できる体制を整えること

●根拠法令

- ・ 看護職員の配置について
 - * 県条例第5条（基準省令第2条）
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下、看護職員という）
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
- ・ 勤務体制の確保
 - * 県条例第30条（基準省令第24条）
 - 1 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 解釈通知第4・27
 - (1) 同上第1項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。

事例 2：居室の区画変更に伴う変更届の提出

指摘事項

- ・ 指定介護老人福祉施設の開設者は、居室の区画を変更した場合、10日以内にその旨を県に届け出なければならないが、届出がされていなかった。

●ポイント

- ・ 設備の区画について、変更がある場合には必ず変更届の提出が必要。

●根拠法令

- ・ 変更の届出

* 介護保険法第89条

指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、**10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。**

* 介護保険法施行規則

第135条 指定介護老人福祉施設の開設者は、**第134条第1項**第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第6号、**第7号**、第9号、第10号、第13号及び第15号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第134条 法第86条第1項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1～6（略）

7 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに**設備の概要**

事例3：重要事項説明書①

指摘事項

- ・報酬改定において廃止となった加算が記載されていた。
- ・加算単位数等に誤記が見られた。
- ・苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・第三者評価の実施状況が記載されていない。
- ・入所者の入院・外泊時の際の空床を利用して短期入所生活介護を提供する場合の居住費の取扱いについて明記されていない。

ポイント

- ・苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する**必要がある。
- ・第三者評価の実施状況については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（実施していない場合は、「**実施なし**」と明記すること）。

根拠法令

- ・重要事項説明書の同意及び内容について

* 県条例第7条（基準省令第4条）

1 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

* 解釈通知第4・2

基準省令第4条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価実施状（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

事例 3 : 重要事項説明書②

●根拠法令

・苦情処理について

* 県条例第39条（基準省令第33条）

1 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

* 解釈通知第4・35

(1) 基準省令第33条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

・居住費について

* 県条例第14条（基準省令第9条）

1、2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)(略)

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3)～(6) (略)

4 (略)

5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

事例 4 : 運営規程

指摘事項

- ・ 従業者の配置状況について、貴施設の職員配置の実態と整合性が取れていない。
- ・ 食費・居住費・その他費用の金額が明記されていない。
(重要事項説明書に記載されている費用の内容及び金額と整合性を取ること。)

●ポイント

- ・ 従業者の配置状況について、古いままとなっており、最新の配置状況の実態と合っていない場合が多い。
- ・ 利用料の具体的な金額については、重要事項説明書や料金表などに記載されている内容（食費や居住費、その他費用の金額）を運営規程にも記載すること。

●根拠法令

- ・ 解釈通知第 4 ・ 26(抜粋)

(1)従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準省令第 2 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。

(3)「その他費用の額」は、支払いを受けることが認められている費用の額を指すものであること。

- ・ 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」

(平成17年厚生労働省告示第 419 号) ハ (抜粋)

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うこと。

事例 5：介護保険給付対象外サービス料金について①

指摘事項

介護サービス費に含まれる費用を入所者に自己負担させていた。

●ポイント

<自己負担を求めてもよい場合のルール>

- ①保険給付の対象となるサービスと重複していないこと。
- ②あいまいな名目でないこと。
- ③利用者(又はその家族など)の自由な選択に基づくものであること。また、事前に十分な説明を行い、同意を得ておくこと。
- ④実費相当額の範囲内であること。
- ⑤内容と額を運営規程で定めておかなければならない。また、重要事項として施設の見やすい場所に掲示すること。
(額が変動する性質のものは「実費」という記載でも可)

☆車いす、エアマットなどの介護用品、衛生材料(ガーゼ・カテーテルなどの処置材料)、受診送迎費、栄養補助食品など、サービス提供に必要なもの、もしくは利用者の健康状態に応じたケアマネジメントにより必要と施設が判断したものは、本来施設が用意し提供しなければならず、基本的に徴収不可。

(施設が準備したものの以外に個人で所有を希望した場合や家族等が希望し提供した場合などは徴収可)

事例5：介護保険給付対象外サービス料金について②

●根拠通知

- ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）（抜粋）
 - 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準
「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。
 - ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
 - ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。
したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
 - ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
 - ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
 - ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

(7) 留意事項

- ① (1)から(6)の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

事例 6 : 研修会・委員会の開催について

指摘事項

条例に定められている研修及び委員会について定期的に行われていない。

●ポイント

	委員会	研修会	訓練	指針等
身体的拘束	3月に1回	年2回		指針の整備
業務継続計画		年2回	年2回	BCP(災害・感染症)の策定
非常災害対策			計画に定められた回数以上	非常災害に関する具体的な計画の策定
感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置	おおむね3月に1回	年2回	年2回	指針の整備
事故防止	定期的な開催	年2回		指針の整備
虐待防止	定期的な開催	年2回		指針の整備

事例 7 : 口腔衛生の管理

指摘事項

- ・入所者毎に施設の入所時及び月 1 回程度の口腔の健康状態の評価を実施することとされているが、評価の記録について確認できなかった。

●ポイント

- ・各入所者について以下の事項を確認すること。

※詳しくは「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」
(令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省老高発 0315 第 2 号、老認発 0315 第 2 号、老老発 0315 第 2 号) 参照。

【口腔の健康状態の評価例】

- (1) 開口の状態、(2) 歯の汚れの有無、(3) 舌の汚れの有無、(4) 歯肉の腫れ、出血の有無
- (5) 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態、(6) むせの有無、(7) ぶくぶくうがいの状態
- (8) 食物のため込み、残留の有無

●根拠法令

- ・県条例第22条の3（基準省令第17条の3）

指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔(くう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔(くう)衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔(くう)衛生の管理を計画的に行わなければならない。

- ・解釈通知第 4 ・ 18(抜粋)

基準省令第17条の3は、指定介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）も参照されたい。

- (2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に 1 回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

事例 8：勤務体制の確保（認知症介護基礎研修）について

指摘事項

認知症介護基礎研修を受講していない職員が見受けられた

●ポイント

- 介護サービス事業者は、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**を講じることが義務付けられている。
- 当該義務付けの対象とならない者は、以下のとおり。
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

●根拠法令等

- 県条例第30条第3項
指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

II. 報酬及び加算について

事例 1：日常生活継続支援加算①

指摘事項

- ・ 算定月の前6月又は前12月間における新規入所者の総数に占める「要介護4又は5の者」又は「認知症自立度ランクⅢ以上」割合のいずれかについて、届出を行った以降の記録がされていない。
- ・ 当該加算の算定に必要な介護福祉士の員数の要件を満たすことについて、届出を行った月以降の記録がされていない。

●ポイント

届出を行った月以降においても、要件を満たしていることが確認できる管理簿を毎月整備すること。

●根拠法令

・ 基準告示注9

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位
- (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位

事例 1：日常生活継続支援加算②

●根拠法令

・施設基準第50(抜粋)

(2) 次のいずれかに該当すること。

a 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が100分の70以上であること。

b 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の65以上であること。

c (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を増すごとに1以上であること。

(略)

・留意事項通知第2・5(10)

③ (略) また、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

④ (略)

⑤ (略) また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならない。略。

事例 2：看取り介護加算

指摘事項

看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しをしていなかった。

●ポイント

医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこととされている。

⇒毎回の見直しは必要ないが、実績を踏まえ適宜指針の内容が検討されるような体制を整えること。

●根拠法令

・施設基準第54イ

(3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

令和 6 年度介護報酬改定事項

Ⅰ. 運営に関する事項

1. 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

ポイント

介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。

●改正事項

<改正後>

県第25条の2（基準省令第20条の2）

指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号の医師及び協力医療機関の協力を得て、**当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。**

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、**1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**

- 緊急時の注意事項
 - 病状等についての情報共有の方法
 - 曜日や時間帯ごとの医師との連携方法
 - 診察を依頼するタイミング
- 等

解釈通知第4・22

当該対応方針については、**1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更すること。**見直しの検討に当たっては、**施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましい。**なお、基準省令第28条第2項において、**1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応の確認をすることとされており、この確認について、当該対応方針の見直しとあわせて行うことも考えられる。**

2. 協力医療機関との連携体制の構築

ポイント

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、見直しが行われた。

●改正事項

<改正後>

県条例第34条（基準省令第28条）

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

県HP「協力医療機関に関する届出」を参照

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3. 重要事項の「書面掲示」規制の見直し

ポイント

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。
（*令和7年度から義務付け）

●改正事項

<改正後>

県条例第35条（基準省令第29条）（抜粋）

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4. 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

ポイント

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

●改正事項

<改正後>

県条例第26条（基準省令第21条）

指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

解釈通知第5・23 管理者による管理

指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事する場合
- (2) 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護老人福祉施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）
- (3) 当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

ポイント

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

(* R9.3.31まで経過措置)

● 改正事項

< 改正後 >

県条例第41条の3（基準省令第35条の3）

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

II.加算に関する事項

事例 1：生産性向上推進体制加算①

指摘事項

- ・加算の算定の届出の際は、委員会において必要な検討を行ったことが分かる書類（議事録等記録など）を提出すること。

●ポイント

- ・「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日老高発0315第4号）を参考にすること。

●根拠法令

- ・施設基準86の6（37の3を準用）
 - 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （1） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - （一） 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - （二） 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - （三） 介護機器の定期的な点検
 - （四） 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
 - （2） 介護機器を活用していること。
 - （3） 事業年度ごとに（2）及びイ（1）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

事例 1：生産性向上推進体制加算②

●根拠通知

- ・「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」抜粋
5 委員会では、次の（１）から（４）までの事項について必要な検討を行い、また、委員会は3月に1回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること。

(1) 「利用者の安全及びケアの質の確保」について

- ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
- ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
- ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
- ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。

(2) 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。

- ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
- ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
- ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況

(3) 「介護機器の定期的な点検」について

次の①及び②の事項を行うこと。

- ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
- ② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

(4) 職員に対する研修について

介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。また、加算（１）を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施すること。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：令和7年6月30日（月）
- ▶ 入力はこちらから（介護老人福祉施設）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Cc4mDy8H>